

## 京都府・京都市条例に基づく建築物への再エネ導入義務制度等に関するオンラインセミナーの開催について



令和3年5月27日  
京都府府民環境部  
地球温暖化対策課  
(075-414-4831)

京都府及び京都市では、「2050年脱炭素社会」の実現に向けて、令和2年12月に京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例及び京都市地球温暖化対策条例の改正条例を公布しました。

この度、改正条例により令和4年4月1日から施行される建築物への再エネ設備の導入義務制度の変更内容（対象建築物の拡大や導入基準の強化）や令和3年4月1日から施行されている「建築士の説明義務制度」等について、以下のとおりオンラインセミナーを開催しますので、周知をお願いします。

- 開催日時  
令和3年7月15日（木）14:00～14:45
- 開催方法  
Zoom オンライン開催（事前申込要、定員200名、先着順）
- 対象  
どなたでもご参加いただけます。【参加費無料】
- 内容  
○ 地球温暖化がもたらす気候変動の影響等  
○ 京都府・京都市条例の改正概要  
○ 改正条例による建築物に対する規定の強化 など
- 申込方法  
7月8日（木）までに以下の URL 又は右の二次元コードからお申し込み下さい。  
[https://zoom.us/webinar/register/WN\\_XLgobB0MQVmy\\_eDykcXxmg](https://zoom.us/webinar/register/WN_XLgobB0MQVmy_eDykcXxmg)  
(注) 申込受付が完了した方には、関連資料や Zoom 接続に必要な情報等を電子メールにて送付しますので、必ず御確認ください。Zoom の接続設定等は御自身でお願いいたします。
- 主催  
京都府、京都市
- お問い合わせ先  
○ 京都府府民環境部地球温暖化対策課  
電話：075-414-4831  
○ 京都市環境政策局地球温暖化対策室  
電話：075-222-4555

